

朝日村企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託仕様書

1. 業務名称

朝日村企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託

2. 業務目的

朝日村が行う地方創生事業に対し寄附を行った企業に、税負担の軽減措置が与えられる企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）制度について、地方への資金の流れを作り、地方創生の充実・強化を図るため、企業版ふるさと納税による寄附を行う見込みのある企業（以下、寄附見込企業という）への働きかけを行う業務を事業者に委託し、更なる寄附の獲得を行う。

3. 委託期間

委託契約締結日～令和9年3月31日（水）まで

4. 委託内容

本業務の受託者は、次の各号により朝日村の地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）による寄附獲得を目指すものとする。

- (1) 寄附見込企業に対する本村の寄附活用事業の紹介及び企業版ふるさと納税の制度説明
- (2) 寄附見込企業の新規開拓及び本村に対する寄附見込企業の紹介
- (3) 寄附見込企業の関心を惹く事業選定及び寄附見込企業へのPR方法に係る助言、情報提供に関すること。
- (4) 定期的な業務の進捗状況報告
- (5) 寄附企業とのマッチング後のフォローアップ
- (6) その他、朝日村の寄附獲得に資する支援に関すること。

5. 業務委託料

(1) 委託料の算定について

委託料の算定は成果報酬型とし、受託者が朝日村に対して、寄附見込企業を紹介して寄附に至った場合、次の計算式により算出した委託料額を支払うものとする。

成果報酬型：寄附金額×受託料率（1円未満の端数は切り捨て）

※上記金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。

※受託料率の上限は、本業務を通じて行われた寄附金額の20%以内（消費税及び地方消費税別）とする。

※寄附見込企業への働きかけに係る費用は、契約金額に含まれるものとする。

(2) 請求及び支払時期について

受託者から紹介された寄附見込企業が朝日村に対して寄附を行った後、朝日村は速やか

に受託者にこの旨を伝え、受託者の請求によって、委託料の支払を行うものとする。なお、支払時期については、契約締結時に協議するものとする。

6. 業務の進捗報告

本業務の受託者は、朝日村の要望に応じて、朝日村に対し、進捗報告を行うこと。特に想定以上の寄附が見込まれる場合は、受託者は速やかに朝日村に報告すること。

7. その他

- (1) 本業務委託の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- (2) 本業務委託の実施に当たり計画に変更が生じた場合、または本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度速やかに発注者と協議を行い、事前に発注者の了解を得たうえで業務を遂行すること。
- (3) 本業務の遂行にあたり、受託者が発注者又は第三者に損害を与えた場合は、発注者の責めに帰すべき理由により生じたものを除き、受託者が当該損害額を負担すること。
- (4) 発注者は、成果報酬による委託金額が予算額を超える見込みが生じた際は、補正予算等の措置を講じ、歳入および歳出の予算額の変更を実施するものとする。委託金額が予算額を超過する場合には、受託者と協議の上予算額の変更後に支払いを行う。
- (5) 受託者は、本業務により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。
- (6) その他事業目的を達成するために効果的な業務を行うこと。